

徳島県における「外国人雇用状況」の届出状況について

(令和 5 年 10 月末時点)

I 趣旨

外国人雇用状況の届出制度は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき、すべての事業主に対して、外国人労働者の雇入れ・離職時に、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることが義務付けられており、ハローワークは当該届出に基づいて、事業主に対する外国人労働者の雇用管理改善や再就職支援などの指導・助言などを行っている。

なお、届出対象となるのは、事業主に雇用される外国人労働者（特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者を除く。）であり、今回公表した数値は令和 5 年 10 月末時点の届出件数を集計したものである。

II 届出状況の概要

1 外国人労働者を雇用している事業所及び外国人労働者の概要

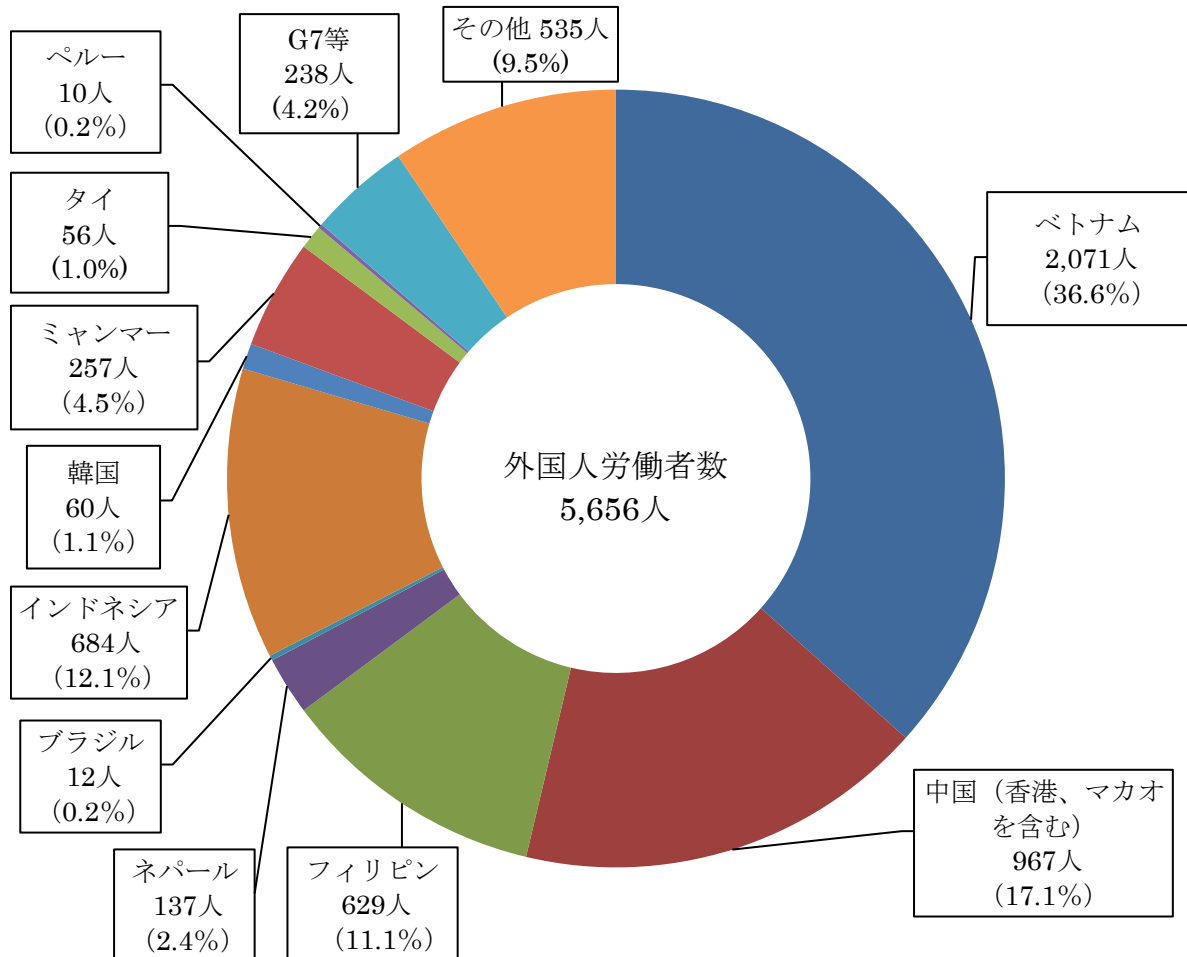
(1) 令和 5 年 10 月末時点、外国人労働者を雇用している事業所数は 1,230 所であり、外国人労働者数は 5,656 人であった。これは令和 4 年 10 月末時点の 1,207 所、5,063 人に対し、23 所（1.9%）の増加、593 人（11.7%）の増加となった。

(2) 外国人労働者を雇用している事業所のうち、労働者派遣・請負事業を行っている事業所は 53 所であり、外国人労働者は 354 人であった。外国人労働者を雇用している事業所全体の 4.3%、外国人労働者全体の 6.3%を占めている。

2 外国人労働者の属性

- (1) 国籍別にみると、ベトナムが外国人労働者全体の36.6%を占め、次いで、中国（香港、マカオを含む。以下同じ。）が17.1%となっている。【図1】

図1 国籍別外国人労働者の割合

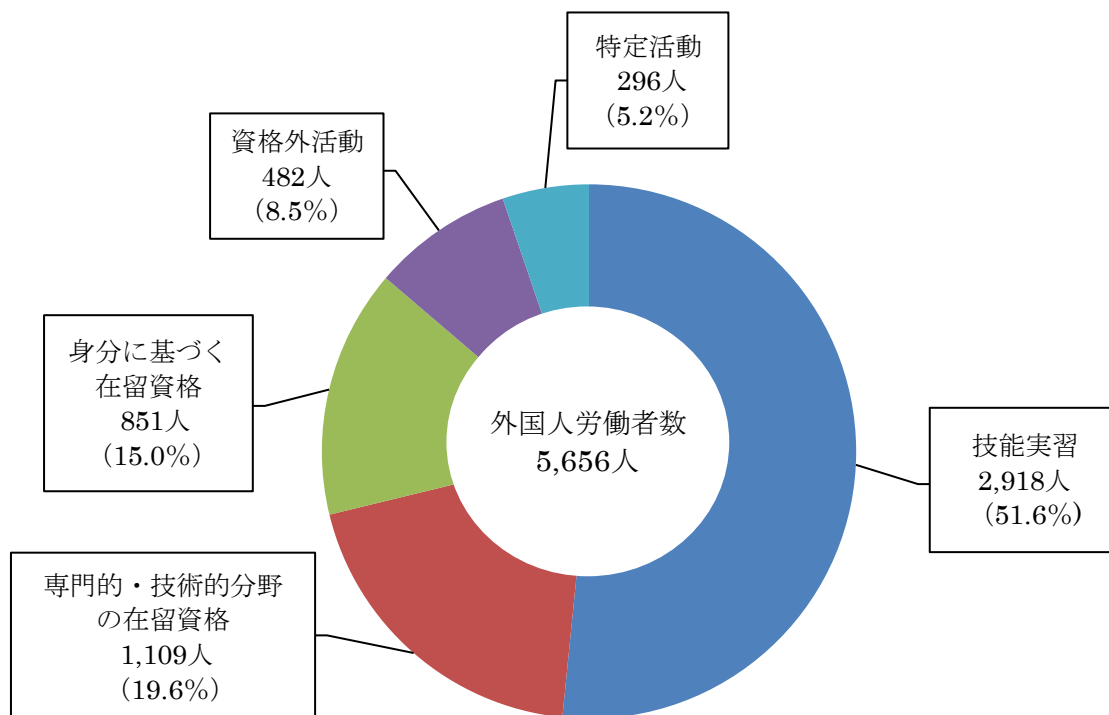


(注) 1 G7等とは、フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ロシアをいう。

(注) 2 記載している割合の数値については四捨五入をしているため、合計が100%にならない場合がある。

- (2) 在留資格別にみると、「技能実習」が外国人労働者全体の 51.6%を占め、次いで「専門的・技術的分野の在留資格」が 19.6%、「身分に基づく在留資格」が 15.0%となっている。【図2】

図2 在留資格別外国人労働者の割合

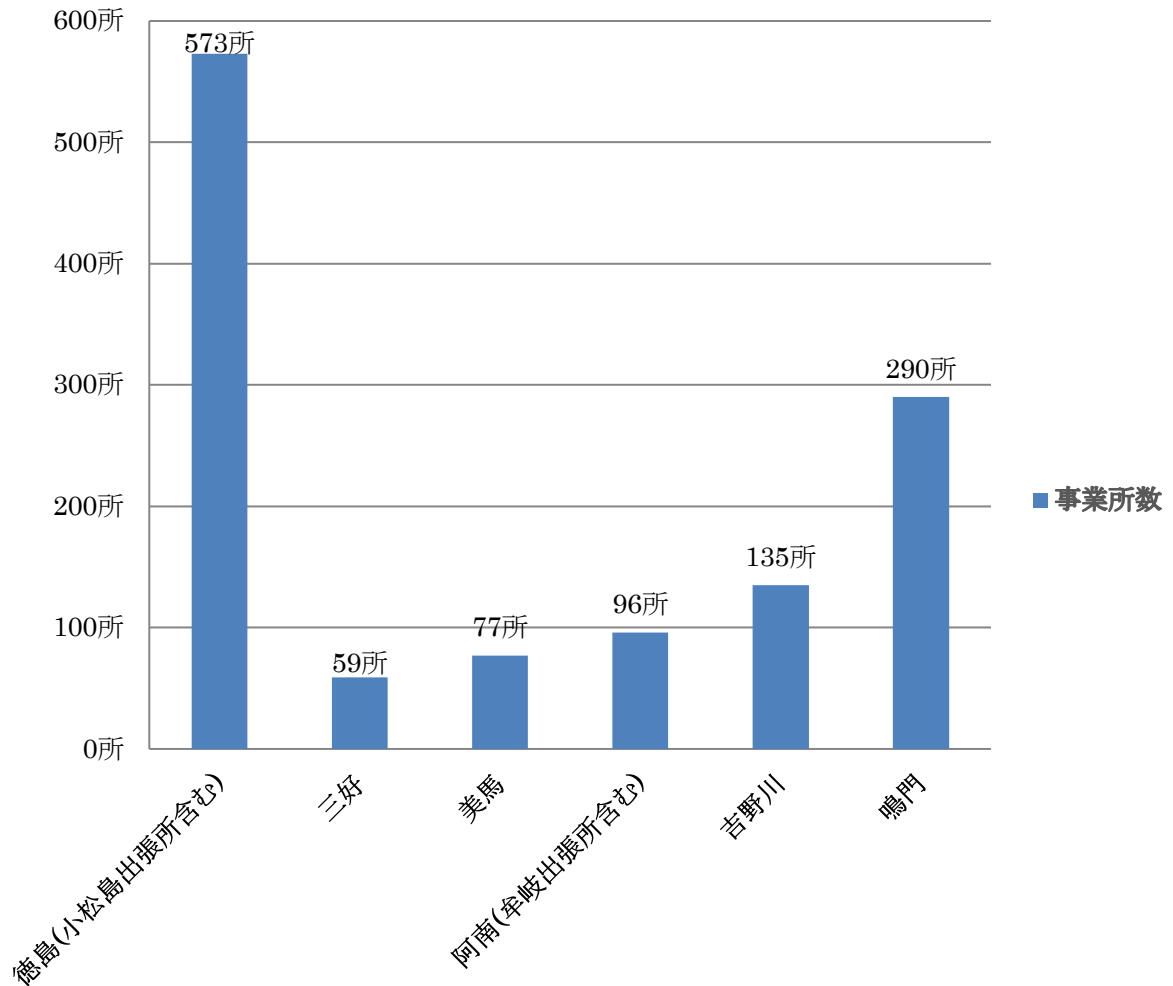


- (注) 1 「専門的・技術的分野の在留資格」には「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職1号・2号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「興行」、「介護」「技能」、「特定技能」が該当する。
- 2 「身分に基づく在留資格」には、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」が該当する。
- 3 「資格外活動」には「留学」、「研修」、「家族滞在」などが該当する。
- 4 「特定活動」には、「ワーキングホリデー」、「EPA」などが該当する。
- 5 記載している割合の数値については四捨五入をしているため、合計が100%にならない場合がある。

3 地域別・産業別・事業所規模別にみた外国人雇用事業所の特性

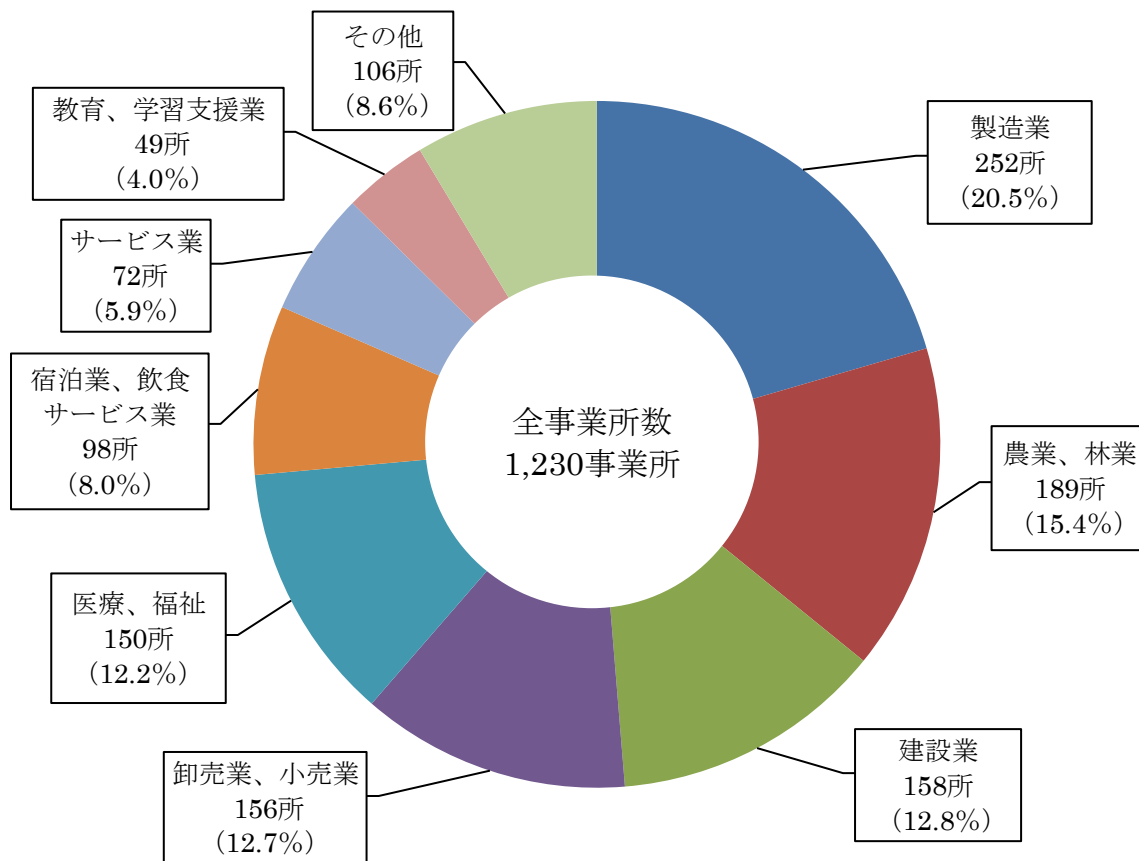
- (1) 地域別にみると、徳島地域が 573 所（全体の 46.6%）、次いで鳴門地域 290 所（同 23.6%）、吉野川地域 135 所（同 11.0%）となっている。【図 3】

図 3 地域別外国人雇用事業所数



(2) 産業別にみると、「製造業」が20.5%を占め、次いで「農業・林業」が15.4%、「建設業」が12.8%、「卸売業、小売業」が12.7%、「医療、福祉」が12.2%となっている。【図4】

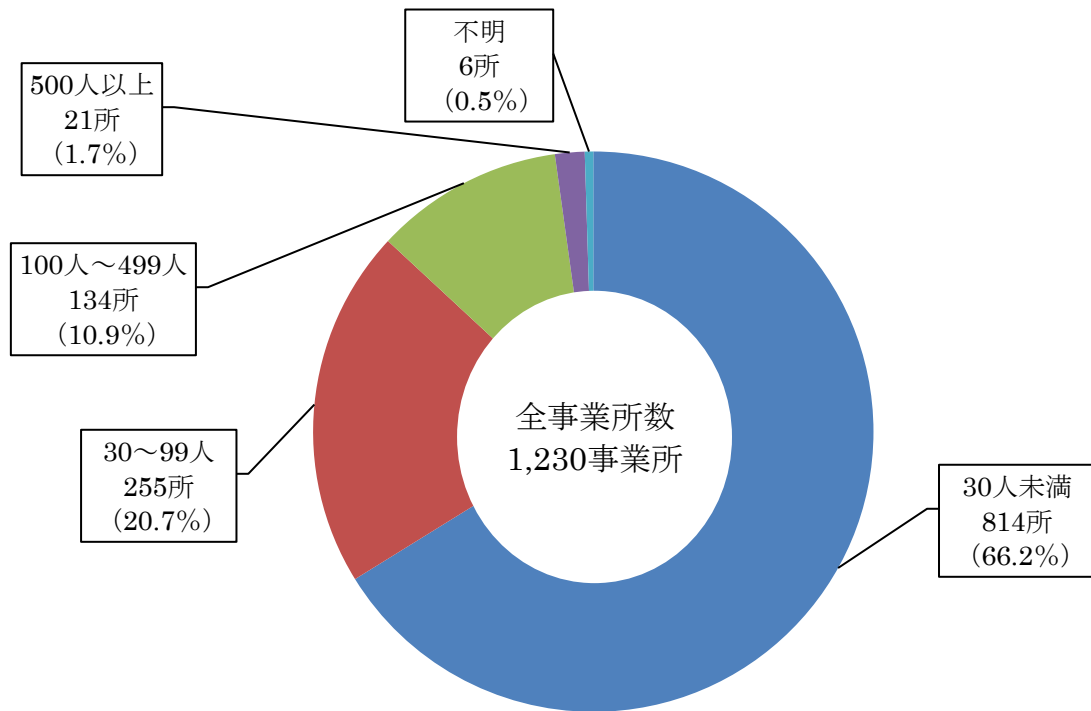
図4 産業別外国人雇用事業所の割合



(注) 1 記載している割合の数値については四捨五入をしているため、合計が100%にならない場合がある。

(3) 事業所規模別にみると、「30人未満」規模の事業所が最も多く 66.2%を占めている。【図5】

図5 事業所規模別外国人雇用事業所の割合

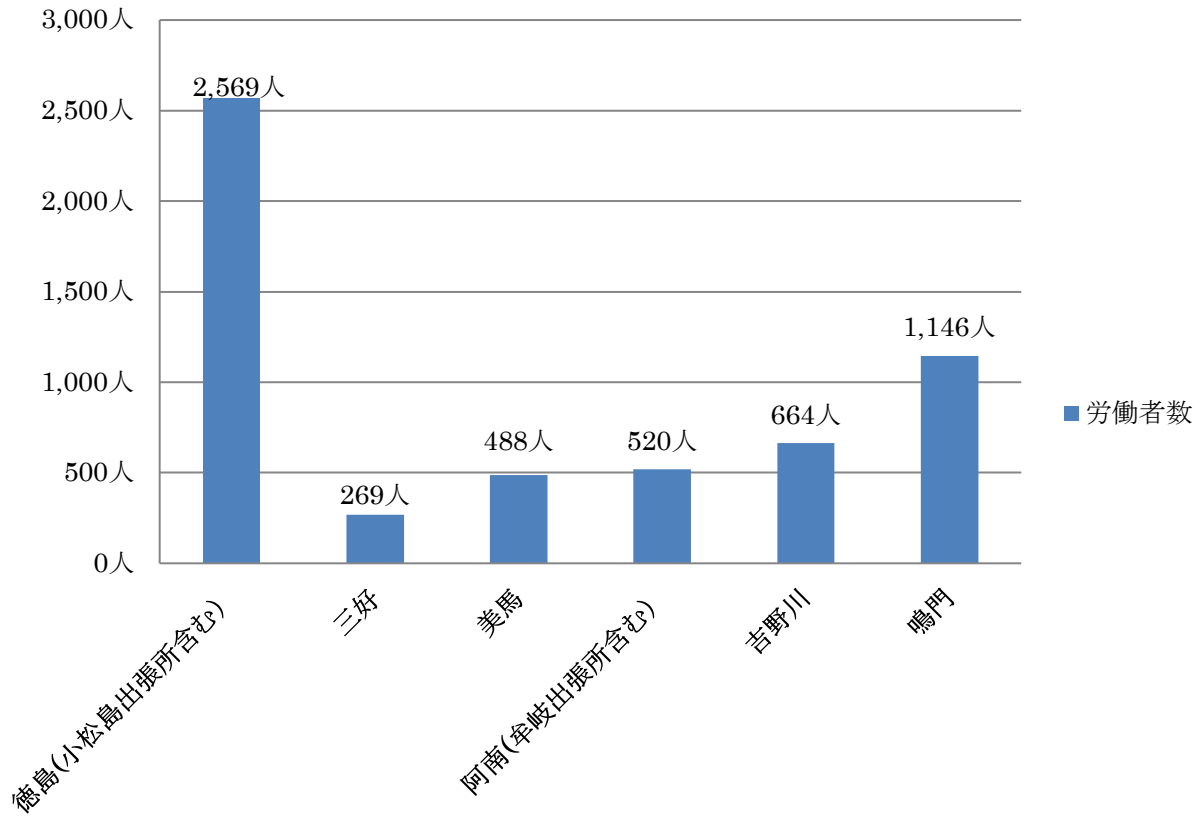


(注) 1 記載している割合の数値については四捨五入をしているため、合計が100%にならない場合がある。

4 地域別・産業別・事業所規模別にみた外国人労働者の就労実態

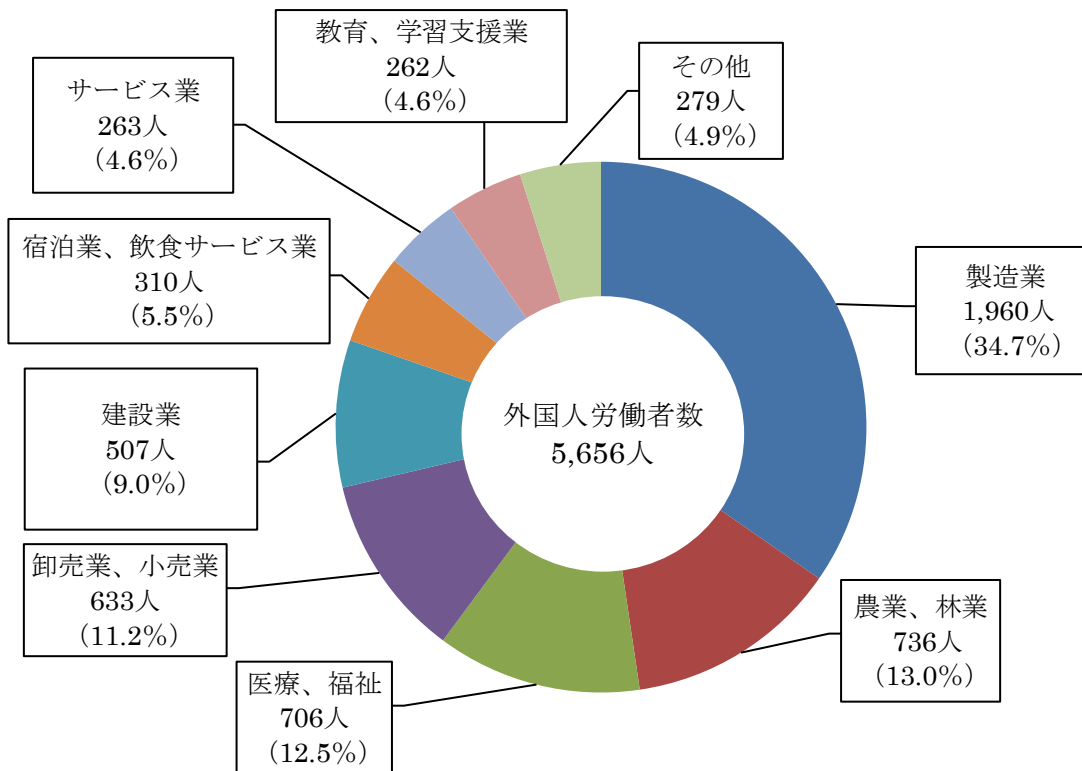
(1) 地域別にみると、徳島地域が2,569人（全体の45.4%）、次いで鳴門地域1,146人（同20.3%）、吉野川地域664人（同11.7%）となっている。【図6】

図6 地域別外国人労働者数



(2) 産業別にみると、「製造業」が外国人労働者全体の34.7%を占め、次いで「農業、林業」が13.0%、「医療、福祉」が12.5%となっている。【図7】

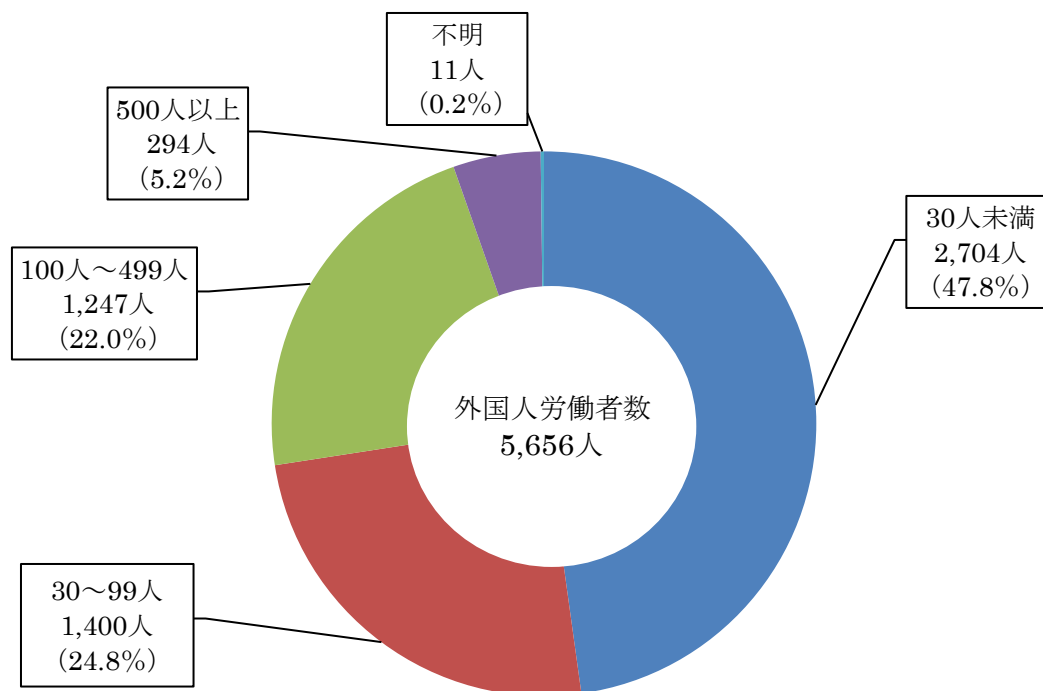
図7 産業別外国人労働者数の割合



(注) 1 記載している割合の数値については四捨五入をしているため、合計が100%にならない場合がある。

(3) 事業所規模別にみると、「30人未満」規模の事業所が最も多く、外国人労働者全体の47.8%を占める。【図8】

図8 事業所規模別外国人労働者数の割合



(注) 1 記載している割合の数値については四捨五入をしているため、合計が100%にならない場合がある。